

## 神奈川県特別支援教育のあり方に関する検討会 最終まとめの方向性について（案）

### 検討・協議事項

- 1 神奈川県の特別支援教育の現状把握と課題の整理に関すること
- 2 神奈川県の今後の特別支援教育の方向性に関すること
  - ア 特別支援学校の整備
  - イ 医療的ケア
  - ウ 県と市町村の役割分担

### インクルーシブ教育推進を踏まえた今後の特別支援教育の基本的な考え方

- 社会状況の変化に伴い、県民の価値観や教育へのニーズが益々多様化していく中で、だれもが共に生きる共生社会の実現を図っていくためには、子どもの時から、共に学び、共に育つインクルーシブな学校づくりが求められている。
- 今後、インクルーシブ教育の進展が図られる中で、特別支援教育や特別支援学校がもつ意義や役割も、社会の変化とともに変わっていくものと考えられる。
- 当検討会においては、特別支援教育やその学びの場の整備については、その時々々の社会状況や子どもたちの状況の変化に的確に対応した「あり方」を常に検討していくことが重要と考える。こうした観点を踏まえた中で、今後を見通した、現時点での特別支援教育の充実に向けた基本的な考えを次のとおり整理する。
  - ・ 神奈川県では、これまでインクルーシブ教育の推進に向け、相互理解を大切にしながらすべての子どもができるだけ「地域の学校で」、「通常の学級で」、「高校で」共に学び共に育つ仕組みづくりに取り組むとともに、各学びの場の教育環境や子どもたちへの支援の充実に努めてきた。
  - ・ 今後も、すべての学びの場において、共生社会をめざすインクルーシブ教育の推進のためのそれぞれの学びの場の役割や整備のめざすべき方向性を明確にし、県と市町村、地域で共有して取り組んでいく必要がある。
  - ・ そのためには、子どもたちを支える、教育・医療・福祉・労働等の関係機関のつながりが大切であり、県と市町村が、それぞれの地域で、その役割や状況を踏まえて連携し、必要な支援が適切に行われるよう、切れ目ない支援体制を構築していくことが求められる。

## 今後の方向性

### (1) 特別支援学校の整備のあり方

今後の特別支援学校の整備については、地域の実情を的確に捉え、設置義務がある県と、義務教育段階の教育を担う市町村が協力して検討を進めていくことが望まれる。

その際、児童・生徒の教育的ニーズや地域の教育事情を十分に踏まえた、具体的な検討を進めていくことが必要である。

### ア 人口増加に伴う地域的課題への対応

今後、児童・生徒数の増加が見込まれる地域における、特別支援学校を必要とする子どもたちの学びのニーズへの対応については、既に設置されている特別支援学校の状況や、その地域における児童・生徒数の現状と将来的な推移等を踏まえながら、地域毎にその整備の方向性を明確にすることが望まれる。

### イ 県と市町村が協力し合い、地域とのつながりを考慮した整備

特別支援学校の整備は、市町村のニーズを踏まえ、できるだけ児童・生徒の居住地に近い学校づくりを、県と市町村が積極的に連携、協力して検討していくことが望まれる。

その際、地域とのつながりを考慮し、地域の資源を活かしながら、教育的効果を発揮できるよう、設置場所や設置方法、通学区域等を検討していくことが必要である。

併せて、地域とのつながりを深める上では、小・中学校における特別支援教育の機能の充実も求められる。

### ウ 老朽化対策と教育内容の充実を図るための施設・設備の充実

昭和 54 年の養護学校義務制前後に開校し、築年数が 40 年以上となる県立特別支援学校は、老朽化が進んでいる。今後も、特別支援学校を必要とする児童・生徒の学びのニーズに応えていくためには、安全面や衛生面のほか、障がいの重度化・重複化への対応や、自立と社会参加に向けた時代の流れにあった、教育内容の充実を図るための施設改修等が望まれる。

なお、既設校の「養護学校」という校名については、特別支援学校としての教育内容や支援機能の一層の充実が求められていることを踏まえ、検討していくことが必要である。

## **エ 分教室のあり方に関する整理**

高等部分教室については、県立高校におけるインクルーシブ教育実践推進校の拡充や通級による指導の実施など、多様な学びの場の整備が進められている状況を踏まえながら、これまでの成果と課題を明確にした上で、その設置について見直していくことが望まれる。

## **オ 小・中学校、高等学校等への支援機能**

小・中学校、高等学校等における特別支援教育の専門性の向上を図るためには、特別支援学校が、特別支援教育のセンターとしての役割を果たすため、その機能を一層充実させることが望まれる。

そのためには、大学や関係機関と連携した研究・研修の充実が求められる。

また、地域コミュニティにおける特別支援学校の役割を明確にし、県と市町村が協力して、障がいのある児童・生徒がそれぞれの小・中学校で学べるような共生社会の実現に向けた体制等について、検討していくことが必要である。

## **(2) 医療的ケアのあり方**

医療技術の進歩により、医療的ケアを必要とする児童・生徒数が増加するとともに、医療的ケアの高度化・複雑化が進んでいる。また、医療的ケアを必要とする児童・生徒は、特別支援学校だけではなく、小・中学校にも在籍しており、県と市町村がそれぞれの役割を担い、医療的ケアを必要とする児童・生徒が安全に安心して学校生活を送るための体制整備をさらに進めていくことが望まれる。

### **ア 特別支援学校における医療的ケアへの対応**

高度な医療的ケアを含めた、医療的ケアを必要とする児童・生徒の増加に対応するため、引き続き日常的な学校生活の他、行事等の対応も考慮した看護師や医師の配置、職員研修、安全管理体制、医療や福祉機関との連携などの実施体制の改善に向けた検討が望まれる。併せて、通学支援について、安全面に十分に配慮した専門的な見地からの検討が望まれる。

### **イ 小・中学校における医療的ケアへの対応**

小・中学校等における、医療的ケアを必要とする児童・生徒への支援について、各市町村が主体となって、必要な体制整備を推進していくことが望まれる。

県は、引き続き、「公立小・中学校における医療的ケア支援体制整備事業」において、支援を充実させていくことが必要である。

### **ウ 医療的ケアの内容が高度化・複雑化することへの支援体制の充実**

今後の医療的ケアの対応については、学校だけで対応することは難しく、より医療機関や福祉機関との連携が望まれる。

今後、医療的ケアの状況や教育的ニーズに対応するため、地域で取り組まれている事業などとの関連付けや活用をこれまで以上に図りながら、よりよい体制等について検討していく必要がある。

### (3) 県と市町村の役割分担のあり方

神奈川県のだこの地域に居住しても、必要な支援が受けられるよう、全県における特別支援教育の充実を図ることが望まれる。

そのために、各学びの場の教育指導の充実や教育環境の整備、就学相談・指導の充実、交流及び共同学習の充実、切れ目ない支援体制の構築等について、県と市町村がどのように役割分担をし、連携していくのか具体的に検討していくことが望まれる。

#### ア 各学びの場の教育環境や支援の充実

市町村においては、小・中学校と特別支援学校との連携を深め、一人ひとりの教育的ニーズに対応した効果的な教育課程を柔軟に編成するなど、校内の特別支援教育の充実を図るとともに、すべての子どもができるだけ共に学ぶことができる教育環境の整備に取り組むことが望まれる。

県においては、特別支援学校を必要とする子どもたちの学びのニーズに応えていくため、その専門性の向上を図るとともに、一人ひとりの状況に適した進路選択ができるような後期中等教育段階の多様な学びの場の充実を図っていくことが望まれる。併せて、市町村への専門的見地からの支援を行うことが求められる。

#### イ 就学指導・支援の充実

平成25年9月の、学校教育法施行令一部改正の趣旨をふまえた就学相談・指導を、県と市町村がそれぞれの役割を担い、適切に進めていくことが求められる。

市町村においては、手続きの流れや内容、教育的ニーズに応じた学びの環境等について、本人、保護者に必要な情報を提供し、合意形成を図ることが望まれる。その上で、特別支援教育を必要とする子どもたち一人ひとりの、適切な就学先を決定していくことが必要である。

県は、円滑な合意形成、適切な就学先決定について、市町村と連携して支援をしていくことが求められる。

また、就学後は、児童・生徒の教育的ニーズの変化等に、適切に対応するため、県と市町村で連携し、継続的かつ柔軟な教育相談・指導を行うための仕組みについても検討していくことが必要である。

#### ウ 交流及び共同学習の充実

各学校においては、様々な交流及び共同学習を工夫して実施し、児童・生徒同士の相互理解を促進していくことが期待される。

県と市町村は、その取組が効果的に行われるよう、関係校への支援を積極的に

行うことが望まれる。

## **エ 切れ目ない支援体制の構築**

児童・生徒が、就学前から卒業後まで、安心して地域で学び、生活できるよう、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、個別の支援計画等を効果的に活用し、情報共有を図りながら、必要な支援が各段階で適切に行われることが望まれる。

そのために、県も市町村も、関係部局や関係機関との連携、調整に努め、情報共有を図りながら、切れ目ない支援体制の構築を図っていくことが必要である。